

平成 27 年 月 日

つくばみらい市教育委員会
委員長 中島正志 様

つくばみらい市義務教育施設適正配置審議会
会長 染谷礼子

つくばみらい市義務教育施設の適正配置について

(第 2 次答申) 案

つくばみらい市義務教育施設適正配置審議会条例（平成 21 年条例第 4 号）に基づき、平成 25 年 12 月 11 日付け、みらい教第 153 号で諮問を受けた「つくばみらい市義務教育施設の適正配置」について、つくばみらい市義務教育施設適正配置審議会（以下、本審議会）は、児童生徒数及び学級数の推移や学校施設の状況、市民アンケート調査結果などに基づき、市内の義務教育施設の適正規模・適正配置について、慎重に審議を重ねてきました。

本審議会はその結果として、つくばみらい市義務教育施設の適正配置について、委員全員の合意により、別紙のとおり付帯意見を付して答申します。

1 つくばみらい市義務教育施設の適正配置について

近年、みらい平地区に居住する児童数は毎年増加の一途をたどっている状況にあり、平成27年4月に開校した陽光台小学校においては、平成27年1月推計によれば、平成29年度には受け入れられる児童数が飽和状態になることが予想されています。

このようなことから、本審議会では、みらい平地区内の学校建設予定地に2校目となる新設校を建設する内容をとりまとめ、平成26年8月12日に教育委員会に対し、第1次答申を行ったところです。

本市においては、児童数の急激な増加が続く地区と児童数の減少により複式学級が発生している地区が混在しており、このような不均衡な教育環境を解消することを最優先に、早急に取り組むことが求められています。そのため、第1次答申以降、本審議会では、この学校規模の格差拡大を是正し、より良い環境で教育を受けられるよう、市内の児童数がピークとなる平成35年頃を想定し、市全体の義務教育施設の規模や配置について検討を行ってきました。

そして、将来の人口規模や学校施設環境などの状況の他、平成23年9月28日の適正配置審議会答申を踏まえ、小学校は1学年2学級以上、中学校は1学年3学級以上を理想的な学校規模とし、学級規模が適正（1学級あたり20人を超える状況を適正とする。）であれば、地域の実情を考慮して単学級でも存続も可能であるという、つくばみらい市義務教育施設の適正配置にかかる基本的な考え方のもとに検討した結果、小学校を6小学校、中学校を4中学校とする結論に至りました。

今後、子どもたちにとってより良い教育環境となるよう、保護者、教育関係者をはじめとして、幅広くご意見をいただき進めていただくことを期待するものです。

（1）つくばみらい市内の小学校の配置について

子どもたちにとってより良い教育環境を実現していくため、地域のバランスを考慮し、以下のように、市内の小学校を6校としていくことが望ましいと考えます。

- ① 小張小学校、陽光台小学校の2校を1校にする。
- ② 谷井田小学校、豊小学校、三島小学校の3校を1校にする。
- ③ 板橋小学校、東小学校の2校を1校にする。
- ④ 谷原小学校、十和小学校、福岡小学校の3校を1校にする。
- ⑤ 小絹小学校は現状のままとする。
- ⑥ （仮称）富士見ヶ丘小学校を新規に設置する。

（2）つくばみらい市内の中学校の配置について

義務教育9年間を見通した系統的・継続的な教育活動を展開できる学校編成を長期的に目指していくことを前提としながら、市内の中学校は、4校のまま継続することが望ましいと考えます。

なお、生徒数の推移の状況を見据えながら、将来的に集団としての教育環境上、課題が出てきた場合、中学校の統合や新設について改めて検討を行うべきであると考えます。

2 付帯意見

第2次答申にあたっては、地域感情には十分な理解と敬意を払いつつも、学校は子どもたちのためのものであり、より望ましい教育環境を提供する必要があることから、以下のとおり付帯意見を付すものである。

(1) 保護者や関係者との合意形成について

子どもたちにとってより良い教育条件・環境づくりを最優先に考え、義務教育施設の適正配置を行っていく必要があることから、統廃合の実施にあたっては、その必要性や実施方法等について、保護者ならびに当該の学校に関連する関係者と十分に協議を重ね、お互いの共通理解を得ながら進めていくよう配慮願いたい。

(2) 統合・再編の時期について

市全域の義務教育施設の適正配置を進めるためには、ある程度の長い期間が必要となるが、実施にあたっては、教育環境の早期是正を図るため、複式学級が発生する小学校について優先して行っていくなど、適正配置を実施していくための優先順位を設け、計画的に実施されるよう配慮願いたい。

(3) 学校運営における対応について

児童生徒にとってより良い教育条件・環境を整備していくためには、義務教育施設の適正配置の推進とともに、それぞれの学校の特性を活かした魅力ある学校づくりを推進しつつ、通学区域の弾力化にも取り組んでいく必要がある。

そのため、地域コミュニティの新たな核となるよう学校と地域との関係の構築強化に努めるとともに、統合校における通学区域の設定等において柔軟な対応を図られるよう配慮願いたい。

さらに、学校運営が円滑に進められるよう、既存施設の整備・改善等による一層の教育環境の充実に努めるとともに、各学校がこれまで取り組んできた伝統芸能などの地域文化の継承をはじめとする特色ある教育活動についても継続されるよう配慮願いたい。

(4) 通学環境について

義務教育施設の適正配置にあたっては、通学距離や通学時間が児童生徒の心身に与える影響を軽減することや児童生徒の安全の確保等についても重要な事項であるため、通学路における安全対策の充実や遠距離通学となる場合の通学支援についても配慮する必要がある。

そのため、通学路の指定にあたっては、通学路の整備状況について現状確認を行うとともに、地域の実情等を勘案しながら通学路の安全確保策に努めるなど、通学環境の充実に配慮願いたい。また、校区が広域となる学校区においては、現行の市で実施している通学支援に関する距離基準（小学校：3km以内）を前提に、スクールバスや路線バス等の活用による通学支援施策が実施できるよう地域の実情等を勘案しながら検討することを求め、児童生徒の負担が最小限となるよう配慮を願いたい。

(5) 学校施設の利活用について

それぞれの学校は、長い歴史と伝統を有しており、子どもたちの学習・生活の場としての機能はもとより、運動場等を含む学校施設は災害時の避難場所や生涯学習の場として機能する側面もあり、地域コミュニティの中心となる施設として、これまで重要な役割を担ってきた。

これら学校が地域で果たしてきた歴史的役割や地域事情にも配慮し、学校施設及び敷地（運動場等）の利活用にあたっては、地域の意見や要望を聞きながら、有効活用することを前提に検討を行っていくよう配慮願いたい。

以上